

# 第88回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

令和元年6月20日（木曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 3 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 4 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 1 号 町道路線の認定について（委員長報告）  
日程第 4. 議案第 2 号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第 5. 議案第 5 号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 6. 議案第 6 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 7. 議案第 7 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 8. 議案第 8 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 9. 議案第 13 号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 通信系機器更新工事）  
日程第 10. 議案第 14 号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 映像用光電変換機更新工事）  
日程第 11. 議案第 15 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）  
日程第 12. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 13. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 14. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 15. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 16. 閉会中の常任委員会所管事務調査について  
日程第 17. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。  
皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。  
今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 3 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 4 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1 及び日程第 2 を、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 3 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例について及び、日程第 2、議案第 4 号、佐用町情報通信網整備

分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第3号及び議案第4号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長 千種和英君 登壇〕

総務常任委員長（千種和英君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に付託をされました議案2件についての審査結果を報告申し上げます。

審査日時は、令和元年6月12日、水曜日、午前9時25分に開始をいたしました。

審議場所につきましては、第1庁舎西館3階議員控室です。

出席者については、委員会委員7名。当局からは、町長、副町長、総務課長、同課広報室長、税務課長、同課町税対策室室長及び収納管理室長。議会事務局からは、局長、局長補佐でございます。

まず、議案第3号、佐用町税条例等の一部を改正する条例について審議に入り、当局の追加説明を求めました。

追加説明では、佐用町税条例等の一部を改正する条例について、本件は、平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布され、4月1日以降、順次施行されていることに伴う、佐用町税条例及び佐用町税条例等の一部を改正する条例の規定を整備しようとするもので、本条例の改正案については、4条立てとなっている。今回の改正については、個人町民税、軽自動車税、法人町民税の3つの税の改正である。

まず、個人町民税については、この改正については、子どもの貧困に対応するための非課税措置にかかる改正で、内容として、令和3年度の個人町民税から非課税措置の対象に前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えるというものである。単身児童扶養者というのは、児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童扶養手当を受けている児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない一定の者とされており、この場合の婚姻には、婚姻の届け出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にあるものを、配偶者には、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれることとされており、この改正により、新たに非課税措置の対象となるのは、いわゆる未婚のひとり親になるということでした。

次に、軽自動車税の改正点で、これについては、3点の改正がある。

まず、1点目は、環境性能割の臨時的軽減であり、本年10月から軽自動車税において環境性能割というものが導入されることになっており、その税率については、自家用車は、環境性能に応じて非課税、1パーセント、2パーセント、この3段階にわかれており、この税率について、本年10月、消費税が引き上げることとなるので、その対応措置として、本年の令和元年10月1日から来年、令和2年の9月30日までの間に取得した自家用の乗用車について、その税率を、それぞれ1パーセント分軽減するものである。この措置において、町において、税収が減収とはなりますが、その減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっています。

軽自動車税の2点目は、種別割に係るグリーン化特例の見直しで、令和3年度及び令和4年度に初回登録を受けたものに適用し、それまでの間、令和元年度及び令和2年度に初回登録を受けた車両については、現行の25パーセント、50パーセント、75パーセントという経過を延長することである。

そして、3点目は、軽自動車においては、賦課期日、軽自動車の賦課期日は4月1日であるが、その日において、初回登録から13年を経過している車両に対して標準税率よりも約20パーセント高い重課税率が適用されており、この措置について、当分の間、軽自動車税の種別割において継続することとするための改正である。

そして最後に、法人町民税の改正で、平成30年の税制改正によって、資本金が1億円を超えるなど、大法人については、電子申告が義務づけられたが、電気通信回線の故障や災害等の理由により、この電子申告が困難な場合において、町長の承認を受けた場合、申告書を書面により提出できるとするものであり、これも国税に準じた改正であるという報告を受けました。

ここで質疑を求めました。

質疑においては、子どもの貧困の分においては、町内での対象者は何人ぐらいなのか。それに対しましては、5月現在で人数を確認したところ、ごく少数、10人もいない。非常に少ないのではないかとというふうに推測しているという答弁でした。

また、法人町民税の1億円を超える会社の数はという質疑に対しましては、1億円以上、資本金の1億円は47社という答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論を求めました。討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、全員賛成。

よって、議案第3号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をしました。

続きまして、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局の追加説明を求めました。

現行については、平成20年ごろの制定であり、消費税と地方消費税合わせて5パーセント課税された当時の条例である。消費税関連で言うと、見直しのタイミングは、過去にはあったが、平成26年4月1日に消費税と地方消費税合わせて、5パーセントから8パーセントに上がり、その時点で、この分担金条例の見直しというタイミングではあったが、平成26年当時は、まだ、加入促進の期間中ということで、料金的に据え置いたという経過がある。

事業開始から10年以上が経過し、加入者数自体は減っているが、町全体の世帯数が減少しており、加入面で言うと、大体90パーセントぐらいの加入率で近年推移しており、加入促進の時期は、既に終わったのではないかとということで、消費税等を、きっちりと反映をした今回の改正に至ったという説明でありました。

質疑を求めました。

質疑の中では、加入率90パーセントとのことだが、総加入数は何件なのか。これに対しましては、一番直近のデータでは、平成29年度の姫路ケーブルテレビからの報告で、5,999件となっているという答弁でございました。

また、質疑として、10月1日からの実施時期というのは条例改正であるが、消費税増税が実際に施行される10月から実施はできないのかという質疑に対しまして、消費税関係で定めてあるものがあり、議会の会期も9月議会で審議すればといった考え方もできるが、直接住民に関係のある条例改正は、やはり周知期間が必要となってくる。料金関係の引き上げということについて、周知期間を一定置くということで、タイミングとしては、この6月議会しかないのではないかと考えているという答弁がありました。

また、質疑として、この条例の引き上げに関係する対象者はどれぐらいあるのかということに関しましては、平成30年度で29件の新規引き込みがあった。平成29年度が26

件で、今年、さらに減っているような感じがある。見通しとしては少なく、影響範囲は少ないのではないかと考えているという答弁がありました。

また、質疑として、件数が少なければ、消費税増税分を町が負担するとか、住民負担にかかわる件については、慎重にやるべきだが、どう考えているのかということに対しては、いろんなもの全て消費税関係、増税分全てを町が負担していくということは、なかなか困難ではないのかという判断をしているということでした。

これで質疑を打ち切り、討論に入りました。

討論では、反対討論がありました。反対の理由としては、今回の条例改正は、消費税の引き上げという弱者に対する住民負担につながるもので賛成はできないということでした。

次に、賛成討論がありました。討論の理由としては、消費税の引き上げが導入されることは想定されている中で、ほかの消費税関連もあり、税の公平性から見て、この引き上げは当然だと思ふという討論がありました。

ほかに討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成多数。

よって、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をいたしました。

以上が、本定例会で付託を受けました審査の結果となります。以上でございます。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第3号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第3号、佐用町税条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第3号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

消費税10パーセントへの増税に伴い、条例の7条、情報通信網整備工事に伴う負担金を5パーセント、今回、引き上げるものです。

町は、消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられた2014年、平成26年には加入促進期間という理由で、消費税負担を5パーセントに据え置く対応を行っています。消費税導入から30年、2014年の8パーセントへのアップから5年もたちました。

安倍政権による増税と物価値上げ、社会保障の削減、実質賃金の低下、年金削減が、暮らしや健康、命と営業に大きな影響を与え、貧困と格差を拡大しています。こうした状況の中であって、今議会で、消費税増税を見越し10月から実施する今回の条例改正は認められません。

以上で、反対討論を終わります。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11番、岡本安夫君。

11番（岡本安夫君） 議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についての賛成討論をいたします。

消費税については、厳密には、参議院選挙もあり不確定だが、現状では、佐用町でもそうですが、ほかの自治体でも本年度の予算編成は、消費税が10月1日から10パーセントにされることを見込んで編成されている。

むしろやめることのほうが、大きな混乱になることは、誰もわかっている。したがって、10月1日から10パーセントになるということは、よほどのことがない限り導入されると考えるのが自然である。

確かに、5パーセントから8パーセントになった時は、加入促進のため据え置きにしたが、その期間も一区切りつきたいとの説明も納得できる。

対象者が少ないとか、金額がわずかであるのではなく、そもそも税負担は公平であるべきであり、したがって、公平性の観点から賛成する。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第3. 議案第1号 町道路線の認定について（委員長報告）  
日程第4. 議案第2号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第5. 議案第5号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第6. 議案第6号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第7. 議案第7号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第8. 議案第8号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて日程第3に入ります。  
日程第3から日程第8までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第1号、町道路線の認定についてから、日程第8、議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

[産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇]

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について報告をさせていただきます。

審査日時は、令和元年6月13日。

審査場所は、本庁西館3階議員控室です。

出席者は、竹内委員以外の産業厚生常任委員会委員全員と議長。

それから、当局からは、町長、副町長、総務課長、建設課長、同課道路河川事業室長、同課道路河川管理室室長補佐、商工観光課長、同課笹ヶ丘荘支配人、高年介護課長、同課高年介護室長、同室介護保険係長、健康福祉課長、同課子育て福祉室長、農林振興課長、同課農林水産振興室長、同室主査。

事務局からは、局長と局長補佐であります。

まず、議案第1号、町道路線の認定についてと、議案第2号、町道路線の変更についての追加説明を求めました。

議案第1号 町道路線の認定については、三河51号上線、延長56.8メートルを認定しようとするもので、ダブル認定という形になるが、議案第2号で54.5メートルを残して、終点を変更して延長を短くする変更となっている。また、三河49号線については、終点

部分を 17.3 メーターに変更しようとするもの。どちらの路線も集落内の生活道路としての利用形態と認定の相違があったので、変更をしようとするもの。地元とも協議しているとの説明を受けました。

続いて、現地調査を行い、建設課長、室長及び室長補佐に対応していただきました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

議案第 1 号と議案第 2 号は関連がありますので、合わせて質疑を行いました。

主な質疑としては、この路線の底地は、里道と水路か。これについては、三河 51 号上線は、里道、水路がある。

三河 49 号線は、宅地前は民地で、県道から宅地までの間が里道と水路であるとの答弁がありました。

また、民地部分は町道認定しながら、課税していたのかについては、そのとおりであるとの答弁がありました。

次に、三河 49 号線の町道として残る部分は、個人宅の進入路のように見えたが、このようなところを認定するのは、今後、問題があるのではについては、今現在は 1 軒だけの進入路に見えるが、もともとは、もう 1 軒あり、2 軒に入るための町道だった。通り抜けするということで町道認定されたと思う。こちらも自治会で協議していただいて、その部分については、残してほしいと要望があったので、宅地までを町道として残すとの答弁。

次に、三河 49 号線は延長が短く、あえて町道認定しなくても、青線、赤線のまま境界確定して機能を果たさなくなれば、生活道として補助があるので、町の責任分担できる。そういうものを管理路線として認定していく必要性を感じないか、どうなのかについては、管理上、大きな問題が起きるということであれば別だが、地元から要望があれば、やむを得ず認定することも仕方ないと判断した。生活道路としてあったとしても災害があったら、町が直すのが行政としての責任。明確に基準をつくっても一つ一つのケースが違うので難しいとの答弁がありました。

質疑を終結し、議案第 1 号の討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。挙手全員より、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 2 号、町道路線の変更について、討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。挙手全員より、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 5 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について、審査に入りました。

まず、当局の追加説明を求めました。宿泊料等の消費税分の増額をするもの。本館については、全国的に見ても、料金設定は安くはない。本館は、施設が古いし、風呂やトイレがない部屋もあるので、周辺の地域の状況も考えると据え置きをする。ログハウスのほうは、全ての部屋にリビング、ダイニング、そして寝室とスペース的にも余裕がある。また、料金も人数で割ると 1 人 3,300 円という料金設定になっていることから、消費税増税分の増額をしたい。休憩料金、会議室料金、展示場料金についても消費税分の増額をしたいとの説明を受けました。

主な質疑では、消費税の増税については、流動的などころがあると思うが、その点について対応はどうかについて、この条例は、10 月 1 日施行。国の制度として、見直し等大きな変更がある場合は、改めて改定を相談するかもしれないとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、まず、反対討論が金谷委員から、続いて、賛成討論が石堂委員からありました。

討論を終結し、採決に入りました。挙手多数により、本委員会では、原案のとおり可決

すべきものと決定しました。

続いて、議案第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

まず、当局に追加説明を求めました。今回の改正は、介護保険施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料を軽減するもの。平成27年4月から既に、特に所得の低い第1段階に該当する方を対象に実施をされているが、令和元年10月の消費税率10パーセントに引き上げ予定に合わせて、さらに軽減を行う。

本町の介護保険料については、第7期介護保険事業計画により、平成30年度から3カ年の第1号の被保険者の所得段階別の保険料額を定めているが、今回の改正で、軽減の対象となるのは非課税世帯の保険料で、第1段階から第3段階が対象。

減額になる額は、介護保険法施行令の改正により第1段階については、基準額に対する割合から10分の1.25を超えない範囲において、市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額と定めている。同様に第2段階についても10分の1.25を超えない範囲。第3段階については、10分の0.25を超えない範囲と規定されている。

このことから、第1段階では、現行の平成30年度の割合は、基準額に対して0.45となっているが、令和元年度には基準額に対して0.375になる。これにより、年額3万7,260円が改正後の令和元年度には3万1,050円になる。同様に第2段階では、割合が0.62から0.495と変更になり、4万986円に。第3段階では、割合が0.75から0.725に変更となり、6万30円に。それぞれ軽減をする。

この改正は、令和元年度以降の保険料から適用するので、今年4月に遡及をして実施する。このため、既に、納付済みの保険料については、その差額を今後納付してもらう保険料額と調整して、今後の各期ごとの納入通知をすることとなる。

この改正により保険料の軽減の対象となる方は約2,000人で、額は約1,300万円となる見込み。既に、平成27年度から実施をしている第1段階の軽減分350万円と合わせて1,650万円が令和元年度の軽減額となる。

この減少部分については、介護保険料軽減調整負担金として、国庫負担金が軽減額の2分の1、県負担金が4分の1、それぞれ補助がある。残りの4分の1を町が負担する。

国では、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を令和2年度にも実施する見込みで、現在検討が進められている。今後、改めて政令改正の決定があった場合には、今回と同様に令和2年度以降の介護保険料の改正に係る町の介護保険条例の改正について、提案することとなるとの説明を受けました。

次に、質疑に移りました。

主な質疑では、国としては、消費税増税による充実策の一環として、このような措置をとるとのことだが、10月の消費税率が改定されるかどうかにかかわらず、この条例は国としては進められるということかについて、今回は、介護保険法の政令改正が、既に、4月1日で可決されているので、令和元年度の保険料については、このような形になるとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

まず、当局に追加説明を求めました。

第8次地方分権一括法が昨年6月27日に公布され、その法律のうち、災害弔慰金の支

給等に関する法律の一部改正が本年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する。現在、条例第14条に規定している災害援護資金の貸付利率は3パーセントで、法律により固定されていたが、今回の法改正により、市町村が条例で独自に利率を設定できるようになった。

町では、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図る観点から、貸付けを受ける際に保証人を立てるか否かは任意とし、貸付利率を「保証人あり」の場合は無利子、「保証人なし」の場合は年1パーセントに改正するもの。

その理由としては、兵庫県が阪神淡路大震災時に貸付けを行った災害援護資金にかかる実務を今現在も引き続き行っている市を中心に、今回の法令改正に伴う条例改正について調査した結果、全12市中9市が保証人を立てるかどうかを任意とし、保証人の有無により貸付利率に差をつける。「保証人あり」の場合は無利子、「保証人なし」の場合は年1パーセントという結果だった。この結果を参考にしている。

貸付利率の1パーセントの設定については、県が実施している母子父子寡婦福祉資金の貸付けの利率と同率にした。

また、災害援護資金の償還についても、現行の年賦償還、半年賦償還に加え、借受者の方が償還しやすいように月賦償還を追加しているとの説明を受けました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、審査に入りました。

まず、当局に追加説明を求めました。

農業保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、条例を一部改正する。

変更の概要としては、共済関係に関する権利業務の継承ということで、第12条において、共済の権利義務者に変更があった場合に、譲受人の住所が県外にある場合には、今まで、加入を拒むという規定があったが、今回、兵庫県外に住所があったとしても、住所地と農地が近いなどの場合、管理ができるということで判断できるので、実態に応じて対処するよう検討を行い、管理等が困難など正当な理由がある場合に限り、拒むことができるというふうに改正する。

家畜共済については、家畜共済事故として取り扱う包括共済家畜区分があるが、第53条において、農業者の申し出により共済事故としないよう選定することができるようになる。家畜の飼育目的に応じて包括共済家畜区分を細分化し、事故除外の事故項目を追加している。また、第81条、第83条では、疾病傷害共済の共済金額を加入期間に応じて減額できるようにし、今まで算定の段階で短期係数というものをかけていたが、その算式が不要ということで、規定を削除する。また、附則においては、家畜共済の掛金の振込期限に特例を設ける。

畑作共済においては、第87条で、複数の品目を栽培しない場合は、栽培品目に応じた加入申込期限の設定ができるようにする。年度当初でなく、作物をつくる直前とし、開始時期を後ろにずらすことができるようになっている。

園芸施設共済については、第107条において、これまで所有する施設、ハウス等を全て加入しなければいけない全棟要件を見直し、ほかの保険、または、メーカーの保証がある場合、壊れた時に保証をしてもらえるというような場合、除外をすることが可能になる。また、設置から経過年数が耐用年数を相当数経過したような老朽施設においても、除外を可能とする。第118条では、その園芸施設ごとに、小損害不填補の基準金額を定め、基準

金額を超えない被害は共済金を支払わないかわりに掛金を安くすることが可能になり、選択することができるようになった。これまで、農業者単位で設定されていた基準金額を、園芸施設ごとに設定するよう変更している。

附則では、元号の改正による変更。

また、その他については、これらの改正に伴う要綱の番号変更が生じているとの説明を受けました。

質疑に移りました。

主な質疑は、県外に住所がある人でも、農場が近ければ加入できるが、逆に、町内の人が県外、近接する自治体に農場がある場合はどうなっているのかについては、県下では、一斉に同じ要綱で改正する方向で進めている。県外の状況は、つかんでいないが、農業保険法の施行規則の一部改正に伴うものなので、他県でも同じような対応になると思うとの答弁。

家畜共済に関する改正事項で、事故除外方式の見直しについて、具体的に説明をという問いについては、今回、整理されたのは繁殖用雌馬、育成・肥育馬及び種豚の区分が新設されている。各家畜の種類によって、さまざまな使用状況が異なるということで、それに伴う事故についても多様であるということで、区分が細分化された。さらに、事故除外ということで、事故率の低いような疾病について、除外という形を農業者の選択としてできるようにすることで、共済掛金と農家の負担を軽減することが可能となる。これも農家の方の選択肢を増やすことになるとの答弁。

また、共済事故としないところの項目が、火災、伝染性病など増えている。どのようなことを想定しているのかについては、搬送中の事故死などが、これに当たると想定しているとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議録をご参照ください。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第1号から順次、委員長報告に対する質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第1号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第1号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第2号、町道路線の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第2号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第5号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 議案第5号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

このたびの条例改定は、10月からの消費税率の10パーセントへの引き上げを前提にしたものですが、消費税はもともと低所得者ほど負担が重い税制です。さらに今回の税率引き上げで問題なのは、消費の落ち込みに十二分の対策をとるとして持ち出してきた、軽減でも何でもない複数税率の導入やキャッシュレス決済の「ポイント還元」、「プレミアム付き」商品券の発行など複雑なやり方が、消費者はもちろん、中小小売店にも混乱と負担を広げることは必至で、高齢者など弱者を助けるどころか苦悩させるものだという事です。

前回の消費税8パーセントへの増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下してしまいました。内閣府が発表した景気動向指数

が6年2カ月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めています。

これまで3回の消費税増税が行われましたが、1989年の消費税3パーセントの導入は、バブル経済のさなかであり、1997年の5パーセント増税も、2014年の8パーセントへの増税も政府の景気判断は回復でした。それでも、消費税増税は深刻な消費不況を招きました。今回は、景気後退の局面での5兆円に近い大增税を行おうとするものです。

自民党の萩生田光一幹事長代行は、7月1日に発表される日銀短観が示す景況感次第で増税の延期もありうると述べ、7月以降でも、消費税増税中止の可能性を認めています。10月の消費税率引き上げは流動的であり、増税を見込んでの条例改定には反対いたします。

議長（山本幹雄君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 議案第5号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、消費税等の税率改正に伴い、笹ヶ丘荘の使用料が検討されたものであります。

消費税引き上げに伴う使用料の改定については、平成26年、先の消費税引き上げ時には、営業効果等を考えて据え置かれた経緯があります。

今回、10月に予定されている消費税10パーセントに伴い、利用者負担を引き続き事業者が負担すること。ご承知のとおり負担することになれば、ご承知のとおり笹ヶ丘荘の収支については、毎年、非常に厳しい状況であり、さらに利用者負担を会計が負担するということになれば、さらに状況が悪化することは免れられません。

また、今回の改定に当たっては、営業効果等十分に考え、近隣の宿泊施設料金等も検討され、また対外的な営業減少が起こらないように、本館は据え置き、それからログ棟、それから会議室等の使用料の改定にとどめています。

こうしたことから改定の内容については評価できるものであり賛成とします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第5号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第7、議案第7号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第7号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第8、議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第9．議案第13号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 通信系機器更新工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第9に入ります。

日程第9から日程第15は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第9、議案第13号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 通信系機器更新工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程ををいただきました議案第13号、情報通信網整備事業 通信系機器更新工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本事業は、平成18年、19年度に整備を行いました情報通信施設が経年による劣化のために故障率の上昇、交換部品の調達ができないなどから安定したサービス提供が困難になっていることから、機器の更新を行うものでございます。

本工事は町内のインターネット、電話サービスを安定して提供するために関連する機器を更新するもので、工事に当たっては極力サービスを中断することなく町内4カ所のサブセンターの機器の入れかえを行います。業者選定に当たりましては、現システムの施工及び保守業者を、選定をいたしました。

選定の理由は、現システムに精通していることはもとより、利用可能な既設設備を利用することによる作業面の利点が大きく、サービスの中断時間の短縮も見込まれ、また、最低限の設備投資により更新が実施できることによります。

以上のことから、税込み6,566万4,000円で、神戸市中央区東町126番地、NEC ネットエスアイ株式会社神戸支店長、森川彰彦氏と契約することに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
議案第 13 号については、本日即決とします。  
これから、議案第 13 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 何社で、入札率が何パーセント。そして、4カ所というのは、どこ  
どこですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、入札率でございますが、これは、町長が、先ほど申し上げましたように、これはインターネットと電話ですね。そのセンター機器を更新するということで、スムーズな機器の置きかえというものが必要になってまいります。

2日も3日もサービスを停止するということではできませんので、現在の維持管理を日常行っております、メンテナンスをしております業者と随意契約を行うということでございますので、通常の工事のように、設計額に基づく、予定価格というものを設定しておりませんので、入札率というものは計算できないわけでございます。

それから、4カ所というのは、ご承知のとおり、センター、サブセンター、旧町ごとにあります。佐用、上月、南光、三日月ですね、そこの機器を更新するということでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほか質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 13 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 通信系機器更新工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 14 号 工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 映像用光電変換機更新工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 14 号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 映像用光電変換機更新工事）を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、情報通信網整備事業映像用光電変換機更新工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本事業は、平成 18 年、19 年、2 カ年にわたって整備を行いました加入者宅に設置の映像用光電変換機 V・ONU が耐用年数を超過し安定したサービス提供が困難になることから、機器の更新を行うものでございます。

本工事で採用する機器につきましては、超高精細度テレビジョン放送 4 K 8 K 放送に対応したものとするとともに、遠隔制御機能による視聴制御、ケーブルテレビ専用チューナー不要で BS 放送が視聴できる BS パススルー方式を採用いたしております。

業者選定に当たりましては、5 月 29 日に 3 社による見積入札を行い契約金額 1 億 6,729 万 2,000 円、うち、消費税額 1,239 万 2,000 円で、兵庫県姫路市安田 4 丁目 133 番地、株式会社きんでん姫路支店執行役員支店長、星島延男氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 14 号については、本日即決とします。

これから、議案第 14 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 今、3 社と報告がありましたけれど、率は幾らですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この工事の内容は、各加入者宅に取りつけている端末機を交換するわけでございます。大体 6,000 台以上あるわけでございますけれども、それを一々取りかえて、しかも、その実際に工事を行うのは、町内の電気事業者に行っていただくということで、なかなか、取りつけの、取りつけてある場所とか、そういうものは 1 軒 1 軒条件が違いますし、軒数も多く、本当に条件的に全てを細かく計算するということではできませんので、この工事につ

きましても、数量とか、単価とか、工程に基づく詳細設計というものはしておりません。  
ですから、先ほど申しあげました作業内容と、それから条件等をまとめた仕様書というものをつくりまして、その仕様書に基づきまして、3社の業者から見積もりを取ったということでございますので、これにも設計額がございませんので、予定価格を設定しておりませんので、入札率というものは出てこないわけでございます。  
以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 今、テレビで盛んにやっておる4K8Kってよくなるように、画像もなっています。そのようになっていくんやね。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 先ほど、町長が申しあげたとおり、そういった対応をしております。  
以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 先ほど、課長の答弁の中で、実際、きんでんが受けて、元請はきんでんですけれども、実際の工事は町内の業者がやるだろうということですので、前回、平成18年の時に設置した時には、各町ごとの電気屋さんにお問い合わせするということがありましたけれども、今回については、ある程度、町のほうとして、元請がきんでんですけれども、役場のほうとして、その下請に関する指導的なものはどうされるのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。  
前回同様の、いわゆる町の電気屋さんにお問い合わせということで、落札業者とは話をしたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 14 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号、工事請負契約の締結について（情報通信網整備事業 映像用光電変換機更新工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11. 議案第 15 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 15 号、町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）を議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 15 号、町有財産の無償貸付けについて、提案理由のご説明申し上げます。

議案第 15 号は、旧幕山保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。

旧幕山保育園跡地につきましては、跡地利活用の募集を行い、提案のありました岡本良輔氏と利活用に向けた協議と調整を行ってまいりました。

岡本良輔氏は、現在、佐用町金屋に居住されており、保育園跡地を活用して天然木や化粧合板を使用した家具や店舗什器の開発・製作・販売を計画をされております。また、佐用産の木材も積極的に使用していき、地域に根差した活動を目指すとのことでございます。

貸し付け物件の土地所在地は、佐用町本郷 570 番地、面積は 2,210 平方メートルで、建物は鉄骨ブロック造、床面積 413 平方メートルの園舎及び 11.02 平方メートルと 2.90 平方メートルの石油庫でございます。

旧幕山保育園に係る土地及び建物をひとまず 5 年間無償で貸付けいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 15 号については、本日即決とします。

これから、議案第 15 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） この方が、使われるということでございますけれど、何人ぐらいの

組織でやられて、何ぼかの雇用というのは、どなたの状態なんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 当面は、お1人でされます。

その後、事業が伸びてきますと、雇用も考えているということは、お伺いしております。

議長（山本幹雄君） ほか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第15号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第15号、町有財産の無償貸付けについて（旧幕山保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第13. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第14. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第15. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12に入ります。

日程第12から日程第15までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第12、諮問第1号から日程第15、諮問第4号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての4件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました諮問第1号から諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し

上げます。

それでは、諮問第1号よりご説明をいたします。

現在、人権擁護委員として、ご活躍いただいております、佐用町久崎 803 番地 132 の古淵 操氏の任期が、本年9月 30 日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号について、ご説明いたします。

同じく、現在、人権擁護委員として、ご活躍いただいております、佐用町真宗 317 番地、岩本美保子氏の任期が、本年9月 30 日をもって満了となります。引き続き人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号について、ご説明をいたします。

現在、人権擁護委員として、ご活躍いただいております、佐用町西河内 441 番地 2、押田美代子氏は、4期 12 年間活動をしていただきましたが、本年9月 30 日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町本位田甲 319 番地 3、大西恵子氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格職見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、大西氏は、平成 31 年3月まで、町内の各保育園に勤務をされており、長きにわたる保育士経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

次に、諮問第4号について、ご説明をいたします。

同じく、現在、人権擁護委員として、ご活躍いただいております、佐用町船越 620 番地の小紫光慈氏は、3期 9 年間活動をしていただきましたが、本年9月 30 日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町多賀 416 番地 2、巴 弘明氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

巴氏は、平成 24 年3月まで、小・中学校に勤務されており、長きにわたる教員経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

それぞれ、ご同意賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 諮問第1号から諮問第4号について当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております諮問第1号から諮問第4号につきましては、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。日程第 12、諮問第 1 号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第13、諮問第2号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第14、諮問第3号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

続いてお諮りします。日程第15、諮問第4号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

---

#### 日程第16. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第16、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

#### 日程第17. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 17、議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思  
います。  
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に  
記載のとおり派遣することに決定しました。

---

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しま  
したので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。  
よって、第 88 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

---

午前 10 時 42 分 閉会

---

#### 議長挨拶

議長（山本幹雄君） 閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。  
本日は、議案 11 件、諮問 4 件に対する慎重審議していただきました。  
そして、今月 4 日から始まりました本日までの 17 日間の会期をもって、開催した第 88  
回佐用町議会定例会も報告 3 件、承認 13 件、議案 15 件、諮問 4 件が全て皆さんの適切妥  
当な結論を出していただきましたことに、また、スムーズな議会運営に協力していただき  
ましたことに感謝を申し上げます。  
季節も本来なら梅雨ということではありますが、今年は、少し異常であります。皆様には、  
体調管理等に気をつけ、お過ごしいただきたいと思います。  
簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。  
町長、挨拶をお願いします。

#### 町長挨拶

町長（庵途典章君） 改めて、定例会、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶をさせていた  
できます。  
本定例会、6 月議会におきましても、多くの案件を上程をさせていただき、それぞれ議  
員各位には慎重審議をいただいて、全て適切な結論にいただきました。本当にありがとう  
ございます。  
新年度、令和元年が始まって、まだ、3 カ月、令和としては 2 カ月弱ということになり

ますけれども、いよいよ本格的に、今年度の各事業、課題に取り組んでいかなきゃいけない時期を迎えておりますので、しっかりと計画的に進めていきたいと考えております。

国等におきましては、既に、7月に入りますと令和2年度、来年度の予算等について、いろいろと協議がなされてきますし、私どもも、そういう予算に対しまして、これから、また、要望活動も行っていかなきゃいけないと、そういうはや時期を迎えるわけでありませぬ。

今年は、本当に梅雨入りがいつなのか、わからないような状態の中で、しかし非常に不安定な、気候になっておりまして、特に、これから梅雨に入るか入らないかは別にして、必ず昨年7月の初めに、大変な豪雨で大きな被害が発生をいたしました。そういう事態が発生することも想定をしながら、しっかりと、そうした備えで、これから十分に警戒をしていきたいと考えております。

先ほど、報告させていただきましたように、町としましても、もう10年に大きな災害からなるわけですが、それから10年の間にも、本当に全国各地で大きな被害が発生しましたし、はや一昨日は、ああした地震のほうも、必ずどこかで発生をしております。

今回、新潟の地震につきましては、震度6強というふうな数値が出ていますけれども、その割には、被害が小さかったかなということで、よかったなというふうに思うんですけれども、これももう本当に起きてみないとわからないわけでありませぬ。

どこで、どんな大きな災害が発生するかわかりませぬ。

そういう意味で、十分にこれから町としても、できる限り、そうしたことを、町民の皆さんにもお伝えしながら、さらに8月9日には、そうした防災リーダーの研修会等も兼ねた、そうした研修会も行って、町民の皆さんにも、さらに十分に注意していただけるように、そうした体制をつくっていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ますます、これから、気候が大きく変わってきます。夏日から、猛暑日が、もうすぐ見えております。来月になりますと、ひまわり祭りも、既に、暑い日の準備をして、今年は、ひまわりのほうも順調に生育をしておりますので、ちょうど30周年を迎える記念のひまわりであり、令和元年のひまわり祭りという形にもなりますので、できる限り、たくさんの方に来ていただいて、盛大な、にぎやかなひまわり祭りになればと思っております。

そういうことで、非常に、これから、今年も猛暑が予想されますので、十分、健康にご留意いただきまして、ますます、それぞれがご活躍をしていただきますように、ご祈念申し上げます。お礼の御挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございます。